

議案第81号

職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件

職員の育児休業等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成29年12月19日提出

茅室町長 宮 西 義 憲

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「子が1歳」の次に「6か月」を、「以下「1歳」の次に「6か月」を加え、「を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）」を「（第2条の3の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員」に改める。

第2条の2第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2）当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「こと」の次に「又は第2条の3の規定に該当すること」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 説 明

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）により、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が一部改正となることから、本条例を改正しようとするものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(育児休業をすることができない)職員)	(育児休業をすることができない)職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) 一略—	(1)・(2) 一略—
(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
(ア) 一略—	(ア) 一略—
(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(第2条の3の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことがでない非常勤職員	(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過するまでの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)
(ウ) 一略—	(ウ) 一略—
イ・ウ 一略—	イ・ウ 一略—

改正案	現 行
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 一略—</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日ににおいて当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2ヵ月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から当該子の1歳到達日までの日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 一路—</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日ににおいて当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしてい る場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2ヵ月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等可能日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p>

改正案	現 行
(3) 一略—	(3) 一略—
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいづれにも該当するときとする。</p> <p>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p>	

改正案	現 行
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の4 一略—</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 一略—</p> <p>(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>第2条の3の規定に該当すること</u>。</p> <p>(7) 一略—</p> <p style="text-align: right;">附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の3 一略—</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 一略—</p> <p>(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(7) 一略—</p>

## 職員の育児休業等に関する条例中一部を改正する条例の制定について

### ●概要

働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容に準じ、職員の育児休業等に関する条例の改正を行う。

### ●改正内容

#### 非常勤職員の育児休業取得期間の延長

保育園等の利用を希望し、申込を行っているが、入園出来ないなどの特別の事情がある場合には、2歳に達するまで育児休業の取得が可能になる。

